三　教科の科目は、職業訓練指導員を養成するために適切と認められるものであること。
四　訓練の実施方法は、通信の方法によつても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこと。
五　訓練期間は、一月以上一年未満の適切な期間であること。
六　訓練時間は、百四十時間以上であること。
七　設備は、教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。
八　訓練を行う一単位の訓練生の数は、二十人以下とすること。
九　試験は、教科の科目ごとに一回以上行うこと。

第三十六条の七の見出し中「専門課程」を「職種転換課程」に改め、同条中「専門課程の指導員訓練」を「職種転換課程の指導員養成訓練」に改める。

第三十六条の八を削る。

第三十六条の九の見出し中「応用研究課程」を「高度養成課程」に改め、同条中「応用研究課程の指導員訓練」を「高度養成課程の指導員養成訓練」に改め、同条第一号中「研究課程の指導員訓練を修了した者」を「長期養成課程若しくは短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（短期養成課程の指導員養成訓練にあつては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者に限る。）」に改め、同条第三号中「教科の科目」の下に「（研究論文の作成を含む。第六号において同じ。）」を加え、同条第八号を同条第九号とし、同条第四号から同条第七号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　訓練の実施方法は、通信の方法によつても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこと。

第三十六条の十中「指導員訓練」を「指導員技能向上訓練」に改め、同条に次の一号を加える。

三　訓練の実施方法は、通信の方法によつても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこと。

第三十八条第一項中「長期課程及び専門課程」を「長期養成課程、短期養成課程及び職種転換課程」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、短期養成課程を修了した者にあつては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者に限る（以下この条において同じ。）。

第三十八条第二項の表以外の部分中「長期課程の指導員訓練」を「長期養成課程及び短期養成課程の指導員養成訓練」に、「長期課程に応じ、同表の下欄に掲げる免許職種（括弧を付した免許職種については、別表第八第一号2により選択制とすることができることとされた専門学科及び専門実技の科目のうち当該免許職種に対応する科目を履修」を「長期養成課程又は中欄に掲げる訓練科に係る短期養成課程に応じ、同表の下欄に掲げる免許職種（括弧を付した免許職種については、当該免許職種に関し総合課程若しくは応用課程の高度職業訓練を修了した場合又は学校教育法による大学において当該免許職種に関する学科を修めて卒業」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者の受けることができる免許職種については、次の表の下欄に掲げる免許職種のうち、その者が適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認めるものに限る。

第三十八条第二項の表を次のように改める。

長期養成課程の訓練科	短期養成課程の訓練科	免許職種
機械指導科	機械科 溶接科 塑性加工科 メカトロニクス科 熱処理科	機械科 溶接科 （塑性加工科） （メカトロニクス科） （熱処理科）
電気指導科	電気科 電気工事科 メカトロニクス科 発変電科 送配電科	電気科 電気工事科 （メカトロニクス科） （発変電科） （送配電科）
電子情報指導科	電子科 コンピュータ制御科 情報処理科 メカトロニクス科	電子科 コンピュータ制御科 （情報処理科） （メカトロニクス科）
建築指導科	建築科 建設科 防水科 左官・タイル科 配管科 木工科	建築科 建設科 （防水科） （左官・タイル科） （配管科） （木工科）

第三十八条第三項中「長期課程の指導員訓練」を「長期養成課程及び短期養成課程の指導員養成訓練」に改め、同条第四項の表以外の部分中「専門課程」を「職種転換課程」に、「指導員訓練」を「指導員養成訓練」に改め、同項の表中「専門課程」を「職種転換課程」に改める。

第三十九条第一号中「法第四十四条第一項ただし書に規定する等級に区分しないで行う技能検定（以下「単一等級の技能検定」という。）」を「単一等級の技能検定」に改め、同条第二号中「工業、工業実習、農業、農業実習、水産、水産実習、商業、商業実習、家庭又は家庭実習」を「看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉又は福祉実習」に改め、同条に次の二号を加える。

五　指定講習受講資格者であつて、短期養成課程の指導員養成訓練において職業能力開発総合大学校の長が定める科目を履修したもの

六　免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者（法第三十条第三項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）

第四十五条の二第二項第一号中「長期課程の指導員訓練（旧法第七条第二項の職業訓練大学校における職業訓練指導員の訓練で、訓練期間の基準が四年であるものを含む。以下第四十八条の二及び第六十四条の二から第六十四条の六までにおいて同じ。）を修了した者」を「長期養成課程又は短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（短期養成課程の指導員養成訓練にあつては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力若しくは職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者又は指定講習受講資格者であつて職業能力開発総合大学校の長が定める科目を履修した者に限る。）」に改める。

第四十六条の表中

「職業訓練指導員試験においてうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基科（当該職業訓練指導員試験に系基礎学科と同一の系基礎学科る。）
免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科